

第

号

令和 年 月 日交付

建設業法第三十一条第二項において準用する同法第二十六条の二十一  
第二項の規定による立入検査証

国土交通大臣  
、地方整備局  
長、北海道開  
道府県知事印

所属部局課名

身分及び職名

氏 名

生 年 月 日

建設業法摘要

第二十六条の二十一

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に  
関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。